関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表第一の番号	品名	期間	数量
〇七一三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三一日まで	九一、九〇〇トン
〇七一三・三二			
〇七一三・三三			
〇七一三・三九			
〇七一三・五〇			
〇七一三・九〇			
一〇〇五・九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三一日まで	二、〇一八、七〇〇トン
	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供す	平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三一日まで	一四八、二〇〇トン

現行

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表第一の番号	品名	期間	数量
〇七一三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで	二八、一〇〇トン
〇七一三・三二			
〇七一三・三三			
〇七一三・三九			
〇七一三・五〇			
〇七一三・九〇			
一〇〇五・九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで	二、二四一、一〇〇トン
	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供す	平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで	一四五、八〇〇トン

	るもの			
	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三一日まで	二五、六〇〇トン	
	とうもろこしのうちその他のもの	平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三一日まで	八二、三〇〇トン	
一一〇七・一〇 一一〇七・二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三一日まで	二一八、四〇〇トン	
一一〇八・一二 一一〇八・一三 一一〇八・一四 一一〇八・一九 一一〇八・二〇 一九〇一・二〇 一九〇一・九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを	平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三一日まで	八四、二〇〇トン	

	るもの			
	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで	二四、六〇〇トン	
	とうもろこしのうちその他のもの	平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで	九七、七〇〇トン	
一一〇七・一〇 一一〇七・二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで	三一〇、三〇〇トン	
一一〇八・一二 一一〇八・一三 一一〇八・一四 一一〇八・一九 一一〇八・二〇 一九〇一・二〇 一九〇一・九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを	平成一七年四月一日から同年九月三〇日まで	八四、二〇〇トン	

除く。）

除く。）